

質 問 回 答

2022 年 1 月 5 日

「ケニア国公共バス運営改善プロジェクト」（公示日：2021 年 12 月 15 日／調達管理番号：21a00937）について、以下のとおり質問します。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P6、9 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法、 P11、1 プロポーザルに記載されるべき事項 他	評価対象とする業務従事者の担当専門分野のうち、業務主任者は「業務主任者／公共交通政策」、「業務主任者／公共交通政策（バス）」と記載されていますが、後方で統一すればよろしいでしょうか。	誤記がありました。 後者の「業務主任者／公共交通政策（バス）」で統一願います。
2	P16、第2条 プロジェクトの背景	現在実施中の「ナイロビ都市交通基礎情報収集・確認調査」の報告書（ドラフト）を開示いただくことは可能でしょうか。	実施中であるため、開示できません。
3	モニタリングシートの提出時期 P20 (5) 指標の基準値・目標値 P27 (7) モニタリングシート更新 P32 (1) 報告書	モニタリングシートの提出時期について、P20では「目標・成果達成度を <u>3 ヶ月ごと</u> に作成する Monitoring Sheet Summary 及び I & II に含めて報告する」、P27では「第 1 回 JCC 時に合意した Ver.1 を基に、C/P と協議しつつ、 <u>3 ヶ月ごと</u> を目安に、モニタリングシートを作成・更新し、JICA に提出する。」、P32では「Monitoring Sheet Summary、I & II、Ver.1 提出後から約 <u>6 か月</u> 毎、英文 5 部」となっています。 モニタリングシートの提出は、6 か月毎との理解でよろしいでしょうか。	誤記がありました。 3 か月毎の提出をお願いいたします。 「企画競争説明書」P32 第 8 条 (1) 報告書等の表内 Monitoring Sheet Summary の記載を以下の通り修正します。 【誤】 Ver.1 提出後から約 6 か月毎 【正】 Ver.1 提出後から約 3 か月毎

通番号	当該頁項目	質問	回答
4	P23(13)パイロットプロジェクト P31(15)成果4に関する活動	P23 の項目(13)には「パイロットプロジェクトについては2件程度実施予定である」と記載されていますが、P31の成果4に関する活動については「活動4-2から活動4-5のパイロットプロジェクトを実施」(各活動で1件とすると合計4件)という記載があります。どちらが正しいのでしょうか。或は各活動で2件ずつということでしょうか。	成果4の活動として、活動4-2から活動4-5のうちの一つもしくは2つに関連する、合計2件程度のパイロットプロジェクトを想定しております。
5	P23、第6条 実施方針及び留意事項(15)本邦・第三国研修	指示書のP.28～P.32に記載の「活動」に本邦・第三国研修についての記載がありませんが、この業務はどの活動に該当するでしょうか。	記載が漏れていました。第7条業務の内容の(11)に「本邦・第三国研修の実施」を挿入し、以後(11)を(12)等、順次変更します。内容については、第6条実施方針及び留意事項(15)本邦・第三国研修に記載のとおりです。
6	P24(本邦・第三国研修)	P24に第三国研修に係る経費を「見積りに含める」ことになっていますが、現段階では確定されていないので、現段階で想定される第三国を想定した経費を本見積りに含めるという理解でよろしいでしょうか。或は別見積りですか。	現段階で想定される第三国研修を想定して、本見積りに含めていただきますようお願いいたします。ケニア人研修員の旅費については、見積の段階では、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(QCBS方式対応版)2020年4月」の10ページに業務従事者に対する日当・宿泊料基準額(上限)が記載されていますので、この基準の6号の単価をケニア人研修員向けに適用ください。
7	P.28 (10)現地セミナーの開催	セミナー会場は提供があるでしょうか。また、想定されている時間はどのくらいになるでしょうか。	詳細計画策定調査で委細は決定いたしますが、現時点ではセミナー会場が提供されることは想定しておりませんので本見積りに含めてください。なお、セ

通番号	当該頁項目	質問	回答
			<p>セミナーは3時間程度を想定しております。</p>
8	<p>P29、第7条 業務の内容、(13)成果2に関する活動:公共バスのための持続可能な行政管理体制が提案される</p>	<p>成果2が「管理体制の提案」に対して、その活動に「公共バスサービスの既存行政管理体制を構成し直す(活動 2-2)」が含まれています。活動2-2は既存の管理体制の「改善(組織変更)」が活動内容でしょうか。あるいは成果2に沿って既存の管理体制の「改善の提案」が活動内容でしょうか。いずれの理解が正しいでしょうか。</p>	<p>活動2-2は、既存の管理体制の改善を、先方政府の同意を得て実行することを想定しています。その後、活動2-3のステアリングコミッティーの立ち上げ等については、成果2の持続可能な行政管理体制として提案することを想定しています。</p>
9	<p>見積</p>	<p>指示書の p.23、第6条 実施方針及び留意事項 (15)本邦・第三国研修に「なお、第三国研修の際、研修員の航空券及び現地宿泊費等必要な経費は見積りに含める」とありますが、研修員の日当・宿泊費の金額に関して貴機構ケニア事務所の規定はありますか。</p>	<p>質問6の回答の通り。</p>
10	<p>見積</p>	<p>指示書の P.28 「(10)現地セミナーの開催」に係る注釈において、「本セミナーに日本の自治体や運行事業者等を講師として派遣することをプロポーザルで提案することも可能(全3回で合計8名程度(同行者を含む)を想定)。なお、その際と同派遣に関する経費については、コンサルタントにて渡航に係る経費及び謝金等について見積もりに計上し、支払う。」とありますが、派遣費用は本見積と別見積のどちら</p>	<p>日本の自治体や運航事業者等の講師としての派遣に要する経費については、本見積に含めて下さい。</p> <p>現地セミナー参加のための講師への日当・宿泊費の単価については、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(QCBS方式対応版)2020年4月」の10ページに日当・宿泊料基準額(上限)が記載されていますので、参考にしてください。</p> <p>(貴方ご引用の「研修・招へいガイドライン」13ページ表3に記載の単価は、研修員が来日した場合</p>

通番号	当該頁項目	質問	回答
		<p>に含めるものでしょうか。 また、講師への日当・宿泊費の単価は貴機構の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン(2017年6月)」に記載の単価でよろしいでしょうか。</p>	<p>に日本国内で講師に出張が生じる場合に適用しています)</p>

以上